

## 滋賀県議会ナビ～若者が滋賀の未来をつくる～ 実施要領

### 1 目的

生徒に対して県議会、県政に関することについて議員が出向いて分かりやすく説明し、意見交換を行うことにより、将来を担う若者の県議会への興味と関心を深め、親近感を醸成するとともに、政治に参加する意識の高揚を図ることを目的とする。

### 2 対象

県内の高等学校等

### 3 実施

教育の一環として実施することとし、原則として、学校等において設けられた授業の1時限とする。

### 4 テーマ

学校等と相談して決定する。

### 5 講師

- (1) 2名以上とする。
- (2) 学校等が所在する選挙区の選出ではない議員を講師とする。
- (3) 会派の割振りについては別記を基本として議長が決定する。

### 6 実施方法

実施を希望する学校等は、別に定める募集要項により申し込むものとする。

### 7 実施費用

- (1) 講座の場所は原則として学校等の施設とし、その他の会場を利用することも可能とする。ただし、その場合は申込者が会場を準備し、その費用も負担する。
- (2) 議員等の派遣に要する費用（旅費等）については、滋賀県議会が負担する。

## 8 その他

- (1) 会派名は紹介しない。
- (2) 講座を担当する議員は、様々な考え方が存在することを前提に説明することとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は議長が別に定める。

## 別記

- 1 会派順に1名ずつ割り振る。ただし、割り振られた会派に学校等が所在する選挙区の選出議員しかいない場合または開催日に派遣できる議員がいない場合にあっては、当該会派には割り振らない。
- 2 同一年度内の2回目以降に開催される講座に係る会派の割振りの起点については、前回の講座における会派の割振りの続きとする。